

令和6年度の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項【訪問介護】

※青字は集団指導以降追記した項目です。

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、**令和6年4月1日から算定を開始する加算等**に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）等の提出期限を、特例的に**令和6年4月15日（月）**とする取扱いとします。
- **令和6年6月1日から算定を開始する加算等**（例：介護職員等処遇改善加算）に係る体制届の提出期限は、原則どおり**令和6年5月15日（水）**です。
- 今回の改定で新設、又は新たな区分が設けられた次の加算について、届出がない場合は次のとおり処理します。
 - ・「高齢者虐待防止措置実施の有無」→「2 基準型」
 - ・「同一建物減算」→「1 非該当」
 - ・「口腔連携強化加算」→「1 なし」
 - ・「介護職員等処遇改善加算」→「1 なし」
 従って、これらの加算を算定しない又は減算適用とならない場合で、他の加算等の内容に変更がない場合、体制届の提出は必要ありません。

なお、「業務継続計画未実施減算」については、令和6年度は減算を適用しないため、届出の必要はありません。

※減算の要件に該当する施設・事業所は、必ず「1減算型」や「2該当」である旨の体制届を提出する必要があります。

- 「特定事業所加算」については算定要件の大幅な見直しが行われています。特に「加算Ⅳ」、「加算Ⅴ」については注意が必要です。算定要件の充足を確認するとともに必要により、加算区分の変更等を行う場合は体制届を提出してください。
- 算定要件が**前年度の実績による加算等**（例：中山間地域等における小規模事業所加算）については、必ず算定要件を確認し、必要により体制届を提出してください。
- **「介護職員等処遇改善加算」を算定する全ての事業者は、体制届で加算区分の届出を行うことが必要**です。旧介護職員等処遇改善加算の加算区分は引き継がれません。届出を行わなかった場合、6月からは「なし」とみなされ、加算算定ができなくなります。

○体制届及び添付書類の注意事項

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の所在地・名称、代表者の職・氏名の記入があるか。 ・『届出者』欄は、開設法人の名称・所在地、代表者の職・氏名・住所等を登記事項証明書のとおり記載しているか。 ・『事業所』欄は、届出する事業所の名称、所在地、管理者の氏名・住所等を「指定許可（更新）申請書」付表1のとおり記載しているか。 ・フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号等に記入漏れがないか。 ・「実施事業」欄は、「訪問介護」に○を付しているか。 ※「実施事業」欄は、実施する項目にのみ○を付しているか。 ・「指定（許可）年月日」の記入があるか。 ・「異動等の区分」欄は、該当項目を■にしているか。 ・「異動（予定）年月日」欄は、各月15日までに提出する場合は翌月1日と、各月16日以降に提出する場合は翌々月1日と記入されているか。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険事業所番号」は正しく記入されているか。 <u>※新規指定の場合、事業所番号は記入不要。</u> ・変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「変更後」欄に変更内容を具体的に記入しているか。 <u>※例えば、「〇〇〇体制を追加。」等と記入。</u>
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業所番号」は正しく記入されているか。 <u>※新規指定の場合、事業所番号は記入不要。</u>
地域区分	<ul style="list-style-type: none"> ・該当項目を■にしているか。
施設等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 身体介護」を■にしているか。 ・「2 生活援助」を■に付しているか。 ・「3 通院等乗降介助」を■にする場合は、次の書類を添付しているか。 →道路運送法第4条又は第43条の事業許可(一般又は特定)、第78条第3号に基づく許可、第79条に基づく登録の写し車検証の写し及び車両の写真を添付。 <u>※実際に利用者に対して通院等乗降介助を行うことが可能な体制にあることを「運営規程」、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」、「訪問介護員等の資格証の写し」及び「2種免許証の写し」と照合し確認。</u>
定期巡回・随時対応サービスに関する状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「定期巡回・随時対応サービスに関する状況に係る届出書(別紙15)」及び添付書類を提出すること。 ・「1 定期巡回の指定を受けていない」場合、身体介護20分未満のうち頻回の訪問(前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔をあげないもの)の算定は不可。 ・身体介護20分未満の頻回の訪問については、利用対象者の要件を満たしているか確認。 ・「3 定期巡回の整備計画がある」場合、身体介護20分未満の頻回の訪問は、要介護3～5の利用者に限る。
高齢者虐待防止措置実施の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 減算型」、「2 基準型」のいずれかを■にしているか。
特定事業所加算(V)以外 ※算定要件変更あり	<ul style="list-style-type: none"> ・届出項目により、「1 なし」、「2 加算Ⅰ」、「3 加算Ⅱ」、「4 加算Ⅲ」、「5 加算Ⅳ」のいずれかを■にしているか。 ・算定する場合は「特定事業所加算に係る届出書(別紙9)」を添付 ・「2 加算Ⅰ」、「4 加算Ⅲ」の重度要介護者等対応要件の①を選択する場合「重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))(別紙9-3)」 ※算定要件の充足は、「特定事業所加算(訪問介護)に係る確認表(別紙9付表(県参考様式))」、「サービス提供責任者の実務経験証明書(特定事業所加算用)(県参考様式)」、「有資格者等の割合の参考計算書(参考様式別紙7)」を活用すること。添付は不要。 <u>※新規指定事業所については、4ヶ月目以降届出が可能となる。</u>
特定事業所加算(V) ※算定要件変更あり	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 なし」、「2 あり」のいずれかを■にしているか。 ・算定する場合は特定事業所加算(V)に係る届出書(別紙9-2)を添付。 ・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)との併算定可能。 ・特定事業所加算(訪問介護)に係る確認表(別紙9付表(県参考様式1))を活用すること。添付は不要。 <u>※新規指定事業所については、4ヶ月目以降届出が可能となる。</u>
共生型サービスの提供(居宅介護事業所、重度訪問介護事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 なし」、「2 あり」のいずれかを■にしているか。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
同一建物減算 (同一敷地内建物等に居住する者への提供)	・「1 非該当」「2 該当」のいずれかを■にしているか。
同一建物減算 (同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))	・「1 非該当」「2 該当」のいずれかを■にしているか。
同一建物減算 (同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%)	・「1 非該当」「2 該当」のいずれかを■にしているか。 ・「訪問介護における同一建物減算に係る計算書」(別紙10)又はこれに準じた計算書等を添付。
特別地域加算	・特別地域加算の該当地域に事業所が存在している場合、「2 あり」を■にしているか。
中山間地域等における小規模事業所加算	・中山間地域等に事業所が存在しない場合は、(地域に関する状況)及び(規模に関する状況)の「1 非該当」を■にしているか。 ・中山間地域等に事業所が存在する場合は、(地域に関する状況)の「2 該当」を■にし、(規模に関する状況)の「1 非該当」を■にしているか。 ※新規指定事業所については、4月目以降届出が可能となる。
口腔連携強化加算	・「1 なし」「2 あり」のいずれかを■にしているか。
認知症専門ケア加算	・「1 なし」「2 加算Ⅰ」「3 加算Ⅱ」のいずれかを■にしているか。 ・「認知症専門ケア加算に係る届出書(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」(別紙26-1)を添付。 ※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合は算定月が属する月の前3月の「いずれかの月の」利用者実人員数又は利用延べ人員数による。 ・認知症ケアに関する専門研修の修了証の写しを添付。
介護職員処遇改善加算(R6.5まで)	・「1 なし」「6 加算Ⅰ」「5 加算Ⅱ」「2 加算Ⅲ」のいずれかを■にしているか。 ※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日(月)
介護職員等特定処遇改善加算(R6.5まで)	・「1 なし」「2 加算Ⅰ」「3 加算Ⅱ」のいずれかを■にしているか。 ※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日(月)
介護職員等ベースアップ等支援加算(R6.5まで)	・「1 なし」「2 あり」のいずれかを■にしているか。 ※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日(月)
介護職員等処遇改善加算(R6.6から)	・「1 なし」「7 加算Ⅰ」～「R 加算Ⅴ(14)」のいずれかを■にしているか。 ※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日(月)(6月からの計画変更については6月15日まで受け付ける。)
LIFEへの登録	・「1 なし」「2 あり」のいずれかを■にしているか。
割引	・「1 なし」「2 あり」のいずれかを■にしているか。 ・割引が「2 あり」の場合は、次の書類を添付しているか。 →指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5) ※割引について、運営規程に具体的に位置付けられる必要がある。

